消　防　編

第1　消防体制

1　消防組織

平成30年4月1日現在、県内には12消防本部があり、単独設置が2消防本部(福島市、いわき市)、一部事務組合による設置が10消防本部となっています。昭和49年4月1日の南会津地方広域市町村圏組合消防本部発足により、県内59市町村の常備化が達成されています。(表1－1、図1－1)

全国の常備化市町村は、1,690市町村に及び、常備化率は市町村数で98.3%(市100%、町村96.9%)に達し、人口の99.9%が常備消防によってカバーされています。(「平成30年版消防白書」より)

表1－1「消防常備化の現況」(平成30年4月1日現在)

	発足年月日	名称	構成団体数				備考
			市	町	村	計	
単独	S25. 6. 1	福島市消防本部	1			1	H20. 7. 1 福島市・飯野町合併
	S41.10. 1	いわき市消防本部	1			1	
消防一部事務組合	S46. 4. 1	白河地方広域市町村圏消防本部	1	4	4	9	H17.11.7 白河市、表郷村、大信村、東村合併
	〃	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	1	1	1	3	H18.1.4 喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村合併
	S46. 5. 1	伊達地方消防組合消防本部	1	3		4	H18.1.1 伊達町・保原町・梁川町・霊山町・月舘町合併、伊達市新設
	S47. 4. 1	相馬地方広域消防本部	2	1	1	4	H18.1.1 原町市・鹿島町・小高町合併、南相馬市新設
	〃	安達地方広域行政組合消防本部	2		1	3	H17.12.1 二本松市・安達町・岩代町・東和町合併 19.1.1 本宮町・白沢村合併、本宮市新設
	〃	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	1	7	2	10	H16.11.1 会津若松市・北会津村合併 H17.10.1 会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併、会津美里町新設 H17.11.1 会津若松市・河東町合併
	S47.10. 1	双葉地方広域市町村圏組合消防本部		6	2	8	
	S48. 4. 1	須賀川地方広域消防本部	1	4	3	8	H17.4.1 須賀川市・長沼町・岩瀬村合併
	〃	郡山地方広域消防組合消防本部	2	2		4	H17.3.1 滝根町・大越町・都路村・常葉町・船引町合併、田村市新設
	S49. 4. 1	南会津地方広域市町村圏組合消防本部		3	1	4	H18.3.20 田島町・舘岩村・南郷村・伊南村合併、南会津町新設

図１－１

福　島　県

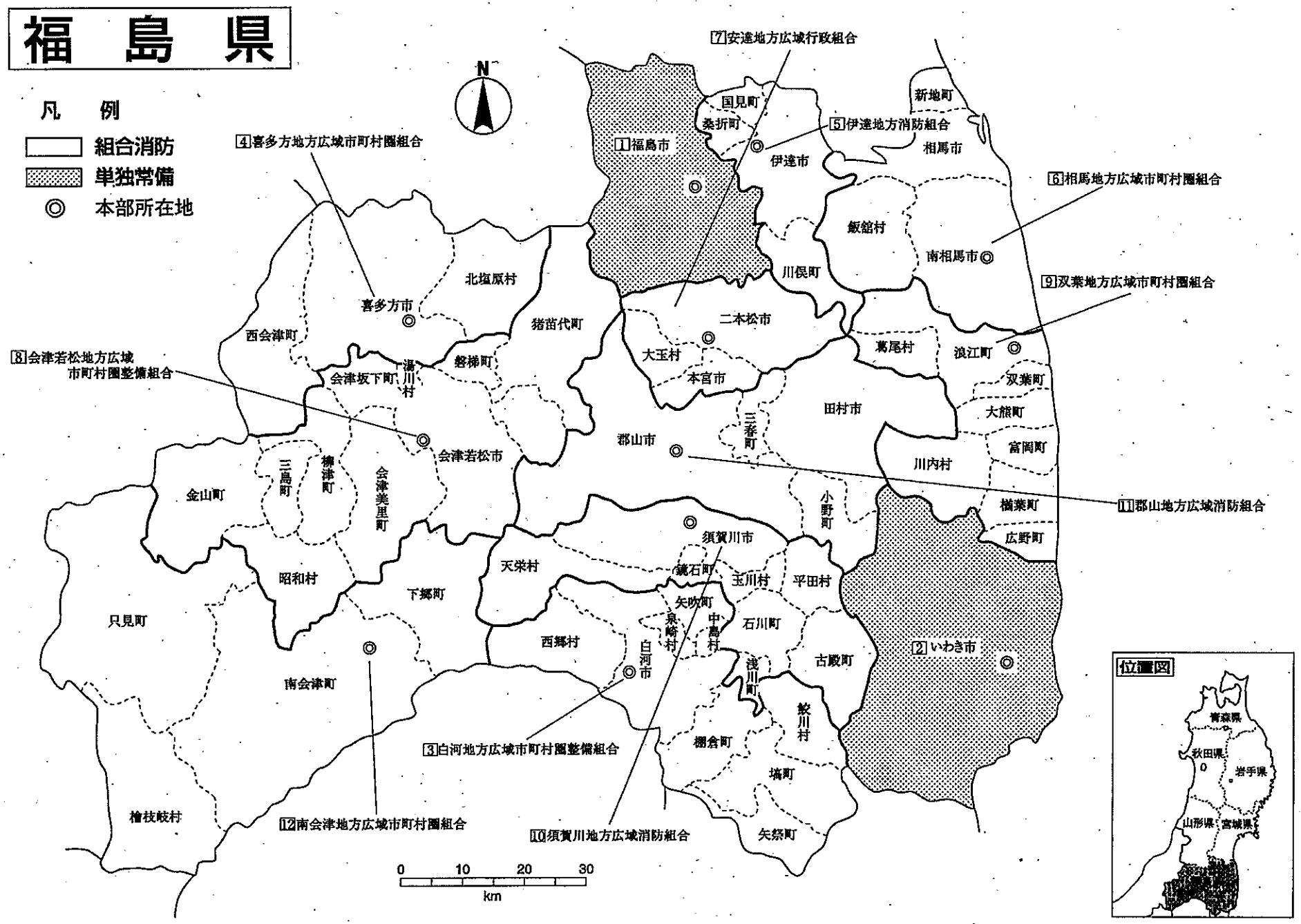
凡　例
組合消防
単独常備
本部所在地
N
1 福島市
2 いわき市
3 白河地方広域市町村圏整備組合
4 喜多方地方広域市町村圏組合
5 伊達地方消防組合
6 相馬地方広域市町村圏組合
7 安達地方広域行政組合
8 会津若松地方広域市町村圏整備組合
9 双葉地方広域市町村圏組合
10 須賀川地方広域消防組合
11 郡山地方広域消防組合
12 南会津地方広域市町村圏組合
国見町
桑折町
伊達市
新地町
相馬市
飯舘村
南相馬市
川俣町
北塩原村
喜多方市
猪苗代町
二本松市
西会津町
磐梯町
湯川村
会津坂下町
大玉村
本宮市
葛尾村
浪江町
双葉町
大熊町
富岡町
田村市
三春町
郡山市
会津若松市
三島町
柳津町
会津美里町
金山町
川内村
小野町
楢葉町
広野町
須賀川市
鏡石町
玉川村
平田村
天栄村
昭和村
下郷町
矢吹町
泉崎村
中島村
石川町
只見町
西郷村
白河市
浅川町
古殿町
南会津町
鮫川村
棚倉町
塙町
檜枝岐村
矢祭町
0 10 20 30
km
位置図
青森県
秋田県
岩手県
山形県
宮城県

県内の消防機関の設置状況及び推移は、表１－２のとおりですが、常備化が達成された今日においても、消防団員が地域の防災に果たす役割は依然として大きく、各市町村消防団の一層の充実強化が必要となっています。

表１－２「消防機関の設置状況及び推移」

区分＼年次	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
消防本部数	12	12	12	12	12	12
消防署数	29	29	29	29	29	29
消防出張所数	71	72	72	72	72	72
消防団数	59	59	59	59	59	59

消防吏員及び消防団員の推移は、図１－２及び表１－３のとおりであり、平成30年4月1日現在、消防吏員は2,487人（対前年比19人、約0.77％増）と、　過去５年間で57人（2.35％）増加しています。

一方、消防団員をみると、33,149人（対前年比△307人、約0.92％減）で、過去５年間で1,650人（4.74％）減少しています。これは全国的な傾向でもありますが、本県においては消防本部・署の充実強化及び消防団装備の機械化・近代化等により総合的な消防力の向上を図っています。

また、平成30年４月１日現在の女性消防吏員・消防団員については表１－４のとおりであり、消防吏員は36人、消防団員は259人となっております。

図１－２　消防吏員・消防団員の推移（毎年４月１日現在）

(1) 消防吏員

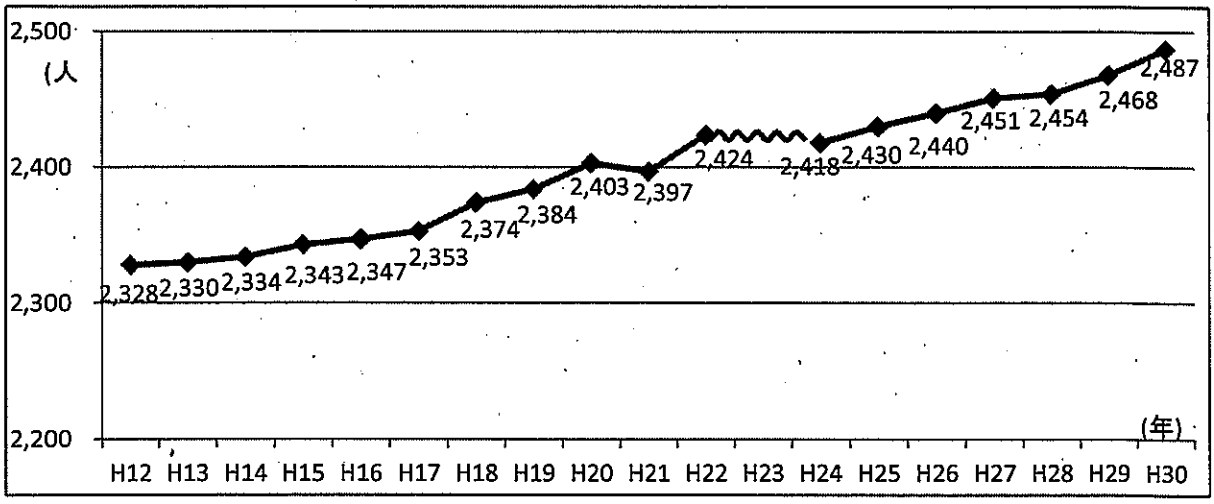

(2) 消防団員

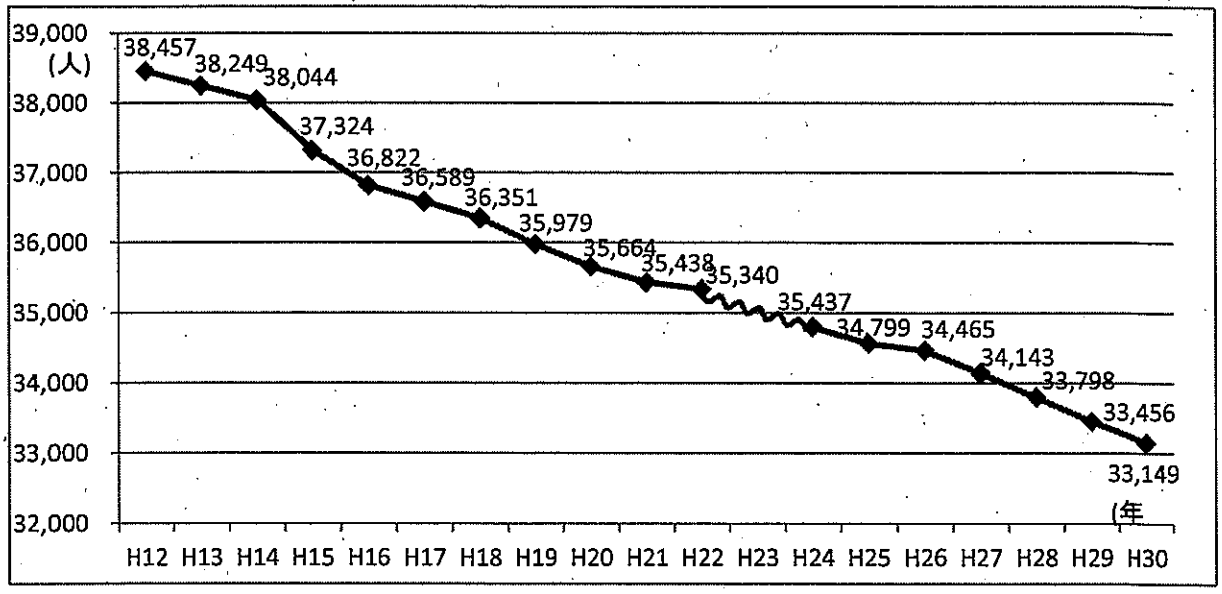

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

表1－3 消防機関・人員の推移

年月日	消防本部						消防団					人口1000人当り団員数（人）
				職員			非常勤		常勤		団員数合計（人）	
	本部	署	出張所	吏員（人）	その他（人）	合計（人）	団数（団）	団員（人）	団数（団）	団員（人）		
昭和25.4.1	4	4	0	100	9	109	361	56,559	1	14	56,573	27.5
26.4.1	5	5	0	149	9	158	360	56,974	2	23	56,997	27.6
27.4.1	6	6	1	168	9	177	360	57,405	2	23	57,428	27.7
28.4.1	6	6	1	171	9	180	359	57,576	2	23	57,599	27.8
29.4.1	7	7	1	198	9	207	278	57,910	3	31	57,941	27.8
30.4.1	8	8	1	230	9	239	155	55,306	3	32	55,338	26.4
31.4.1	9	9	1	254	3	257	145	54,863	3	27	54,890	26.2
32.4.1	10	10	1	270	6	276	145	53,435	3	27	53,462	25.6
33.4.1	11	11	1	307	3	310	133	52,582	3	31	52,613	25.2
34.4.1	12	12	1	351	4	355	133	51,767	2	23	51,790	24.8
35.4.1	12	12	2	360	3	363	120	51,180	2	23	51,203	25.0
36.4.1	12	12	2	361	3	364	120	50,265	2	23	50,288	24.7
37.5.31	12	12	2	394	3	397	120	49,543	3	29	49,572	24.5
38.5.31	13	13	2	424	3	427	120	48,862	3	20	48,882	24.3
39.5.31	13	13	3	458	6	464	119	48,393	2	14	48,407	24.2
40.5.31	13	13	3	460	8	468	119	47,688	2	14	47,702	24.0
41.5.31	13	13	4	487	10	497	119	47,054	3	19	47,073	23.9
42.4.1	10	14	4	540	10	550	104	46,935	6	42	46,977	23.9
43.4.1	10	14	5	563	12	575	104	46,215	9	88	46,303	23.6
44.4.1	10	14	6	614	12	626	103	46,086	9	71	46,157	23.6
45.4.1	10	14	9	670	8	678	103	45,842	10	87	45,929	23.6
46.4.1	10	14	11	703	8	711	90	45,778	10	94	45,872	23.7
47.4.1	11	15	30	990	16	1,006	90	45,357	4	47	45,404	23.2
48.4.1	11	18	52	1,276	10	1,286	90	44,921	－	－	44,921	23.0
49.4.1	12	19	65	1,504	12	1,516	90	44,615	－	－	44,615	22.9
50.4.1	12	19	65	1,613	12	1,625	90	44,026	－	－	44,026	22.6
51.4.1	12	19	69	1,621	12	1,633	90	43,127	－	－	43,127	21.7
52.4.1	12	19	70	1,679	11	1,690	90	42,688	－	－	42,688	21.3
53.4.1	12	19	72	1,747	10	1,757	90	42,236	－	－	42,236	21.0
54.4.1	12	22	72	1,809	11	1,820	90	41,556	－	－	41,556	20.5
55.4.1	12	23	70	1,844	13	1,857	90	41,089	－	－	41,089	20.2
56.4.1	12	24	70	1,873	12	1,885	90	40,945	－	－	40,945	20.0
57.4.1	12	25	70	1,915	15	1,930	90	40,779	－	－	40,779	19.9
58.4.1	12	25	72	1,922	15	1,937	90	40,699	－	－	40,699	19.8
59.4.1	12	25	72	1,927	15	1,942	90	40,587	－	－	40,587	19.7
60.4.1	12	25	70	1,931	15	1,946	90	40,494	－	－	40,494	19.6
61.4.1	12	25	70	1,930	14	1,944	90	40,371	－	－	40,371	19.4
62.4.1	12	26	70	1,929	13	1,942	90	40,213	－	－	40,213	19.2
63.4.1	12	26	70	1,938	13	1,951	90	40,156	－	－	40,156	19.1
平成元.4.1	12	29	70	1,951	14	1,965	90	40,054	－	－	40,054	19.1
2.4.1	12	29	70	1,969	12	1,981	90	39,877	－	－	39,877	18.9
3.4.1	12	29	71	1,990	12	2,002	90	39,721	－	－	39,721	18.8

年月日	消防本部						消防団					人口1,000人当り団員数(人)
				職員			非常勤		常勤		団員数合計(人)	
	本部	署	出張所	吏員(人)	その他(人)	合計(人)	団数(団)	団員(人)	団数(団)	団員(人)		
平成4.4.1	12	29	71	2036	12	2,048	90	39,643 (15)	-	-	39,643 (15)	18.7
5.4.1	12	29	71	2,119 (2)	11	2,130 (2)	90	39,582 (30)	-	-	39,582 (30)	18.6
6.4.1	12	29	73	2,174 (8)	11	2,185 (8)	90	39,518 (31)	-	-	39,518 (31)	18.6
7.4.1	12	29	72	2,208 (2)	12	2,220 (2)	90	39,348 (33)	-	-	39,348 (33)	18.4
8.4.1	12	29	72	2,258 (1)	11	2,269 (1)	90	39,146 (33)	-	-	39,146 (33)	18.3
9.4.1	12	29	71	2,036 (3)	11	2,047 (3)	90	39,033 (33)	-	-	39,033 (33)	18.2
10.4.1	12	29	71	2,307 (5)	10	2,317 (5)	90	38,930 (35)	-	-	38,930 (35)	18.2
11.4.1	12	29	70	2,318 (7)	11	2,329 (7)	90	38,702 (34)	-	-	38,702 (34)	18.2
12.4.1	12	29	70	2,328 (7)	9	2,337 (7)	90	38,457 (49)	-	-	38,457 (49)	18.0
13.4.1	12	29	70	2,330 (9)	9	2,339 (9)	90	38,249 (47)	-	-	38,249 (47)	17.9
14.4.1	12	29	71	2,334 (8)	9	2,343 (8)	90	38,044 (58)	-	-	38,044 (58)	17.9
15.4.1	12	29	71	2,343 (10)	9	2,352 (10)	90	37,324 (93)	-	-	37,324 (93)	17.6
16.4.1	12	29	71	2,347 (11)	8 (6)	2,355 (17)	90	36,822 (126)	-	-	36,822 (126)	17.4
17.4.1	12	29	72	2,353 (12)	8 (6)	2,361 (18)	83	36,589 (121)	-	-	36,589 (121)	17.4
18.4.1	12	29	72	2,374 (15)	8 (5)	2,382 (20)	68	36,351 (123)	-	-	36,351 (123)	17.3
19.4.1	12	29	72	2,384 (19)	7 (5)	2,391 (24)	67	35,979 (129)	-	-	35,979 (129)	17.2
20.4.1	12	29	72	2,403 (21)	9 (6)	2,412 (27)	60	35,664 (133)	-	-	35,664 (133)	17.2
21.4.1	12	29	72	2,397 (25)	9 (6)	2,406 (31)	59	35,437 (159)	-	-	35,437 (159)	17.2
22.4.1	12	29	72	2,424 (29)	7 (4)	2,431 (33)	59	35,340 (171)	-	-	35,340 (171)	17.2
24.4.1	12	29	71	2,418 (31)	8 (4)	2,426 (35)	59	34,799 (176)	-	-	34,799 (176)	17.7
25.4.1	12	29	71	2,430 (32)	16 (3)	2,446 (35)	59	34,563 (182)	-	-	34,563 (182)	17.7
26.4.1	12	29	72	2,440 (36)	21 (3)	2,461 (39)	59	34,465 (187)	-	-	34,465 (187)	17.8
27.4.1	12	29	72	2,451 (35)	23 (2)	2,474 (37)	59	34,143 (188)	-	-	34,143 (188)	17.5
28.4.1	12	29	72	2,454 (35)	24 (2)	2,474 (37)	59	33,798 (188)	-	-	33,798 (188)	17.3
29.4.1	12	29	72	2,468 (35)	25 (2)	2,493 (37)	59	33,456 (221)	-	-	33,456 (221)	17.2
30.4.1	12	29	72	2,487 (36)	23 (2)	2,510 (38)	59	33,149 (259)	-	-	33,149 (259)	17.0

※( )内の数字は、女性の数(内数)。
※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。
※平成25年の消防団員数について、平成25年消防白書に記載されている消防団員数と差異がありますが、南会津町機能別消防団員数(120人)の集計漏れがあったためです。
※平成27年の消防団員数について、平成27年消防白書に記載されている消防団員数と差異がありますが、一部の消防団員数の集計に誤りがあったためです。

表1－4　女性消防吏員及び女性消防団員の状況

(1) 女性消防吏員

消防本部名	人数(人)
福島市消防本部	2
いわき市消防本部	8
安達地方広域行政組合 消防本部	2
郡山地方広域消防組合 消防本部	9
須賀川地方広域消防本部	4
白河地方広域市町村圏 消防本部	2
会津若松地方広域市町村圏 整備組合消防本部	6
南会津地方広域市町村圏 組合消防本部	2
相馬地方広域消防本部	1
合計	36

(2) 女性消防団員

市町村名	人数(人)
福島市	22
会津若松市	3
郡山市	10
いわき市	15
白河市	1
須賀川市	7
喜多方市	4
田村市	38
南相馬市	13
伊達市	9
桑折町	18
国見町	2
川俣町	4
只見町	9
猪苗代町	3
会津坂下町	14
会津美里町	7
西郷町	7
棚倉町	4
石川町	5
浅川町	6
古殿町	9
三春町	7
楢葉町	24
浪江町	2
新地町	13
飯舘村	3
合計	259

表1－5　機能別団員の導入状況

	消防団名	団員数(人)	活動内容(概略)	設置(発足)
1	昭和村消防団	49	災害防御等	H18.4.1
2	三春町消防団	46	災害防御、消火活動、広報、ラッパ隊等	H19.4.1
3	三島町消防団	49	災害防御、消火活動等	H21.4.1
4	小野町消防団	9	災害防御、消火活動等	H21.4.1
5	泉崎村消防団	43	災害防御、消火活動等	H24.12.1
6	会津美里町消防団	53	災害防御、消火活動、重機操作等	H21.8.1
7	南会津町消防団	103	災害防御、消火活動等	H22.4.1
8	金山町消防団	96	災害防御、消火活動等	H25.10.1
9	桑折町消防団	35	災害防御、消火活動等	H27.11.16
	(女性消防隊)	18	火災予防、避難所等	H26.4.1
10	会津若松市消防団	21	災害防御等	H28.4.1
11	塙町消防団	4	ラッパ隊	H28.4.1
12	南相馬市消防団	165	災害防御、消火活動等	H28.12.19
13	浪江町消防団	26	災害防御、消火活動等	H29.4.1
14	須賀川市消防団	16	消火活動	H29.7.1
15	川俣町消防団	56	消火活動	H29.7.1
16	湯川村消防団	13	災害防御、消火活動等	H30.4.1
17	中島村消防団	3	ラッパ隊	H30.4.1
18	矢吹町消防団	9	災害防御、消火活動等	H30.4.1
19	楢葉町消防団	39	火災予防、消火活動等	H30.4.1
	合計	853		

2 消防施設

(1) 消防機械

消防機械の保有状況は表1－6のとおりです。

平成30年4月1日現在の動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車、小型動力ポンプの総称）の充足率は、101.6%（消防本部110.9%、消防団100.9%）となっています。

表1－6 消防機械の保有状況

区分			24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1
消防本部・消防署	普通消防ポンプ自動車		99	98	96	91	99	102	102
		指数	100.0	99.0	97.0	91.9	100.0	103.0	103.0
	水そう付消防ポンプ自動車		50	49	51	49	49	49	50
		指数	100.0	98.0	102.0	98.0	98.0	98.0	100.0
	はしご付消防ポンプ自動車		13	14	14	13	13	13	13
		指数	100.0	107.7	107.7	100.0	100.0	100.0	100.0
	化学消防自動車		17	17	17	17	17	19	19
		指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	111.8	111.8
	救助工作車		23	23	23	23	23	20	19
		指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	87.0	82.6
	救急自動車		129	130	130	118	132	132	133
		指数	100.0	100.8	100.8	91.5	102.3	102.3	103.1
	小型動力ポンプ（小型動力ポンプ付積載車を含む）		10	7	15	11	10	11	14
		指数	100.0	70.0	150.0	110.0	100.0	110.0	140.0
消防団	普通消防ポンプ自動車		543	546	546	545	547	544	538
		指数	100.0	100.6	100.6	100.4	100.7	100.2	99.1
	水そう付消防ポンプ自動車		20	20	19	19	20	20	20
		指数	100.0	100.0	95.0	95.0	100.0	100.0	100.0
	小型動力ポンプ付積載車		1,749	1,754	1,775	1,738	1,756	1,736	1,746
		指数	100.0	100.3	101.5	99.4	100.4	99.3	99.8
	小型動力ポンプ		935	853	851	827	827	740	768
		指数	100.0	91.2	91.0	88.4	88.4	79.1	82.1
合計	普通消防ポンプ自動車		642	644	642	636	646	646	640
		指数	100.0	100.3	100.0	99.1	100.6	100.6	99.7
	水そう付消防ポンプ自動車		70	69	70	68	69	69	70
		指数	100.0	98.6	100.0	97.1	98.6	98.6	100.0
	小型動力ポンプ（小型動力ポンプ付積載車を含む）		2,694	2,614	2,641	2,576	2,593	2,487	2,528
		指数	100.0	97.0	98.0	95.6	96.3	92.3	93.8
動力消防ポンプ充足率(%)			100.0	101.2	101.6	100.9	101.9	100.9	101.6

※指数は、平成24年4月1日現在の数値を100として計算したものです。

※充足率は、次の調査の基準に対するものです。

平成24～26年の充足率：平成24年度消防施設整備計画実態調査の基準

平成27～30年の充足率：平成27年度消防施設整備計画実態調査の基準

(2) 消防水利

消防水利(消防水利の基準に適合するもの)には、消火栓、防火水槽、井戸等の人工水利と河川、池、湖沼等の自然水利があり、消防機械とともに重要な役割を果たしており、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに耐震性貯水槽や防火水槽の設置促進を図りながら、これら消火栓等との適切な組合せによる水利の多元化を推進する必要があります。

平成30年4月1日現在の消火栓、防火水槽、井戸の保有状況は、表1－7のとおりです。

表1－7 消防水利の保有状況

区分			24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1
消火栓	公設・私設等		29,653	29,731	29,692	31,382	32,788	33,857	34,023
		指数	100.0	100.3	100.1	105.8	110.6	114.2	114.7
防火水槽	40㎥以上		7,643	7,601	7,640	7,779	7,805	7,807	7,840
		指数	100.0	99.5	100.0	101.8	102.1	102.1	102.6
井戸	公設・私設等		63	63	63	63	102	102	108
		指数	100.0	100.0	100.0	100.0	161.9	161.9	171.4

※指数は、平成24年4月1日現在の数値を100として計算したものです。

(3) 消防施設等整備費補助事業

消防施設強化促進法(昭28法律第87号)に基づき、国ではその整備のため一般地域に対しては、補助基準額の1／3を補助し、その強化促進を図っています。また、緊急消防援助隊関係設備については、消防組織法において義務的補助金に位置づけられ、補助率は基準額の1／2とされています。

なお、平成17年度に、三位一体改革における国庫補助金の一般財源化に伴い、常備消防にかかる設備が補助対象から除外されました。県においても、同法律の趣旨をふまえた県単独の補助事業を実施していましたが、平成17年度をもって廃止となりました。

過去10年間の実績は表1－8のとおりです。

表1－8 消防施設等補助実績

事業名＼年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
消防防災施設	耐震性貯水槽	4	4	9	2	15	11	5	4	5	6
	高機能消防指令センター総合整備事業	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
	小計	4	4	9	3	15	11	5	4	5	6
消防防災設備	救助工作車Ⅲ型	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－
	救助工作車Ⅱ型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	救助用資機材	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－
	高度救助用資機材	－	－	－	1	－	2	－	－	－	－
	災害対応特殊救急自動車	3	6	2	1	－	－	－	1	4	3
	高度救命処置用資機材	3	6	2	1	－	－	1	1	4	－
	災害対応特殊消防ポンプ車	1	－	－	－	－	－	1	－	3	－
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1	－	－	3	1	2	2	1	1	1
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－
	テロ対策用特殊救助資機材	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
	消防団総合整備事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計	8	12	5	6	2	9	5	3	12	4
国庫補助合計		12	16	14	9	17	20	10	7	17	10

第2　火災予防

県では火災の発生を予防するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施し、県民に対し火災予防意識の高揚を呼びかけています。

一方、消防法により、火災を予防するため建築物の防火対策として、出火を予防する対策や延焼防止、安全避難確保のための対策が定められています。

1 火災予防運動

日常生活において、火災発生の危険性は常に存在し、火災発生原因の大部分が人為的ミスであることから、火の取扱いには常に細心の注意を払い、火災の発生を防止するよう啓発に努めるとともに、毎年春と秋に全国火災予防運動を実施しています。

◆春季全国火災予防運動期間　3月1日～3月7日
◆秋季全国火災予防運動期間　11月9日～11月15日

平成30年秋季全国火災予防運動の重点目標は次のとおりです。

【重点目標】

（1）住宅防火対策の推進
　ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
　イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
　ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
　エ 防炎品の周知及び普及促進
　オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
　カ 地域の実情に即した広報の推進
　キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

（2）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
　ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
　イ 火災予防広報の実施
　ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
　エ 火気取扱いにおける注意の徹底
　オ 工事等における火気管理の徹底

（3）放火火災防止対策の推進
　ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
　イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
　ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

（4）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
　ア 防火管理体制の充実
　イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
　ウ 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進
　エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
　オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
　カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
　キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
　ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
　ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
　コ 飲食店における防火安全対策の徹底

サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底

シ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進

（5）製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

（6）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア 催しを主催する者に対する指導

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

ウ 火気器具を使用する屋台等への指導

エ 照明器具の取扱いに係る指導

2 消防用設備等の規制

消防法令の規制を受ける防火対象物の数は、65,265カ所（平成30年3月31日現在）であり、これらの建物については、消火に必要な設備や、警報設備、避難設備等の設置が義務づけられており、設置した設備については定期的に点検を行うこととされています。

さらに、一定以上の人員を収容する防火対象物においては、防火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報、避難の訓練の実施をはじめ消火活動上必要な施設の維持管理にあたっているほか、防火対象物となっている建築物において新築、増築、改修、修繕等が行われる場合には、消防機関が消防用設備等の設置についてチェックをして消防同意を与えています。

第３　自主防災組織

県、市町村、消防機関の３者が協力して、自主防災組織の育成強化を図っており、平成３０年４月１日現在で、組織数は２，５３１団体、カバー率は７６．８％（原発事故により避難している大熊町、双葉町を除くカバー率は７７．４％）となっていますが、地域によって組織状況に差がみられます。

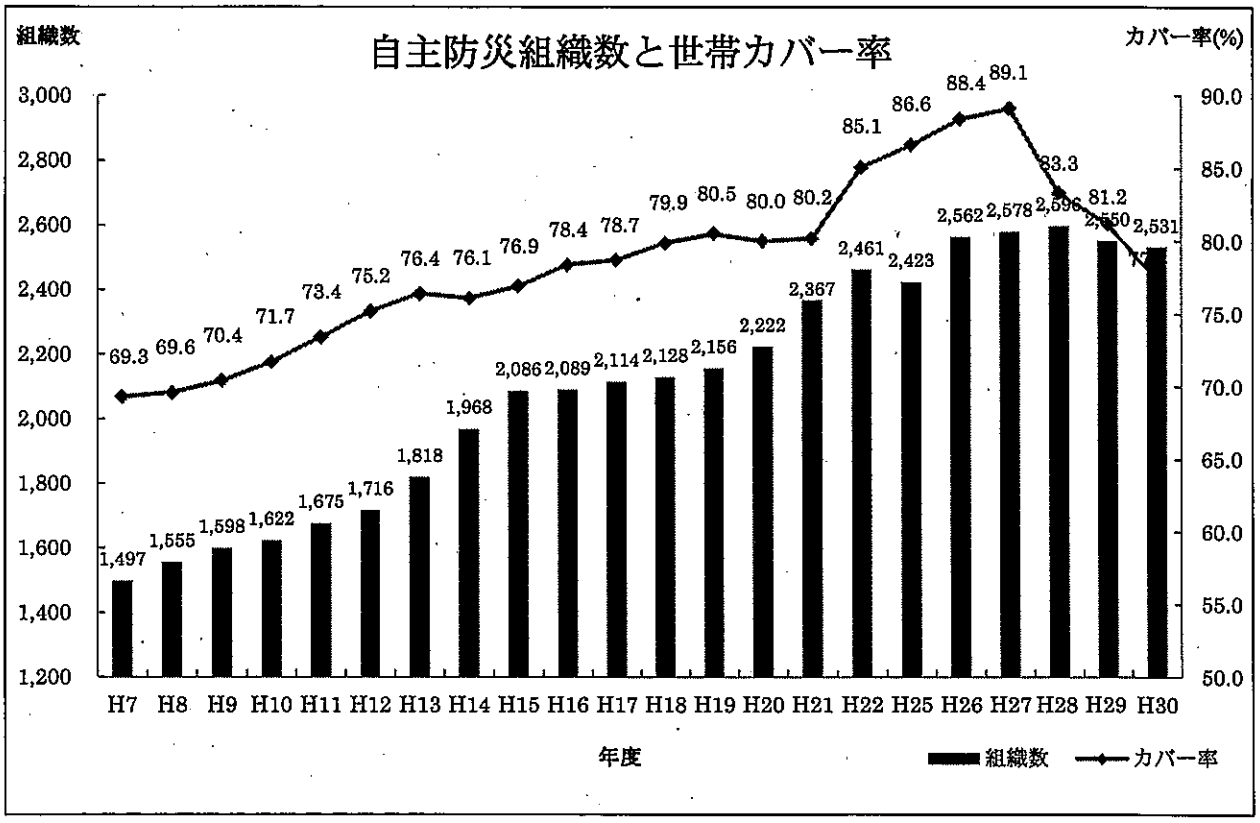

※　平成２３、２４年度は東日本大震災の影響で正しい数値が出せないため集計していない。

※　平成２５～２７年度のカバー率は、原発事故により避難している楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村を除いたものを採用している。

※　平成２８年度のカバー率は、原発事故により避難している富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村を除いたものを採用している。なお、平成２８年度公表値の端数処理の誤りにより、カバー率を訂正した。（訂正前　８３．２％→訂正後　８３．３％）

※　平成２９～３０年度のカバー率は、原発事故により避難している大熊町、双葉町を除いたものを採用している。

第4　救急・救助業務

救急業務は、県内12消防本部において133台（H30.4.1現在）の救急自動車により24時間体制で実施しています。平成29年の活動状況は、82,334件出場し、76,006人を搬送しました。
救急業務の高度化については、消防本部における救急救命士の養成の推進に努めています。
救助業務は、19台（H30.4.1現在）の救助工作車とその他の車輛の合わせて63台により実施しています。平成29年の活動状況は、919件出場し、564人を救助しました。

救急出場件数（平成29年）
年間：82，334件

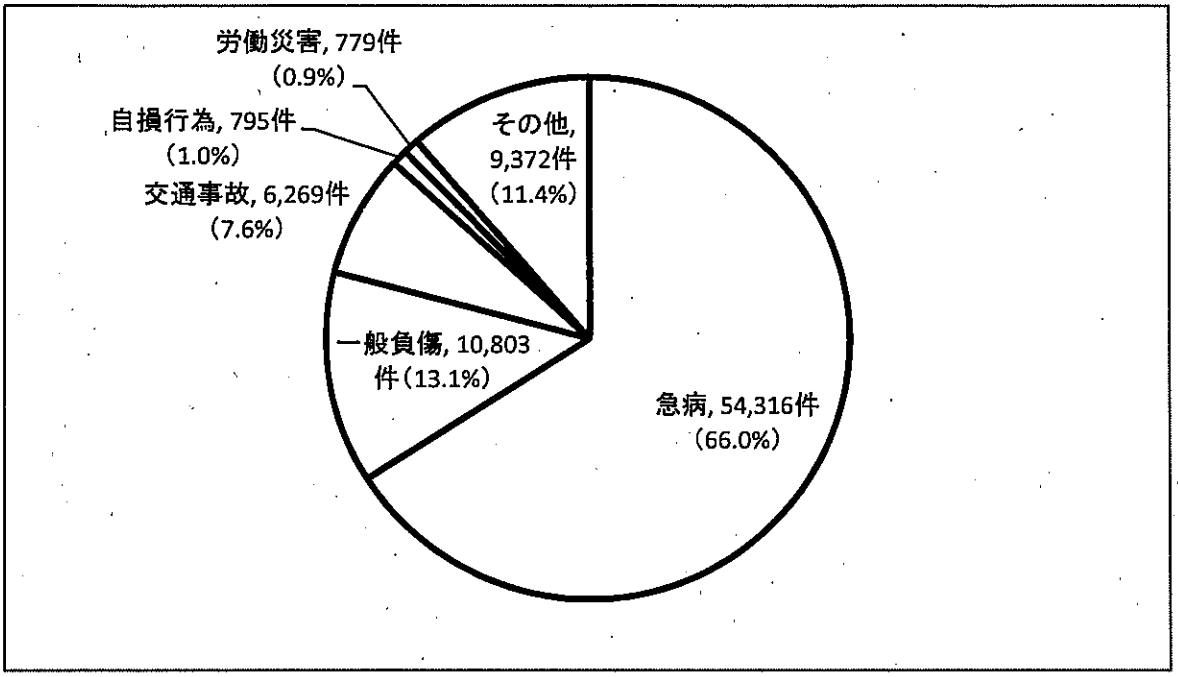

救助出場件数（平成29年）
年間：919件

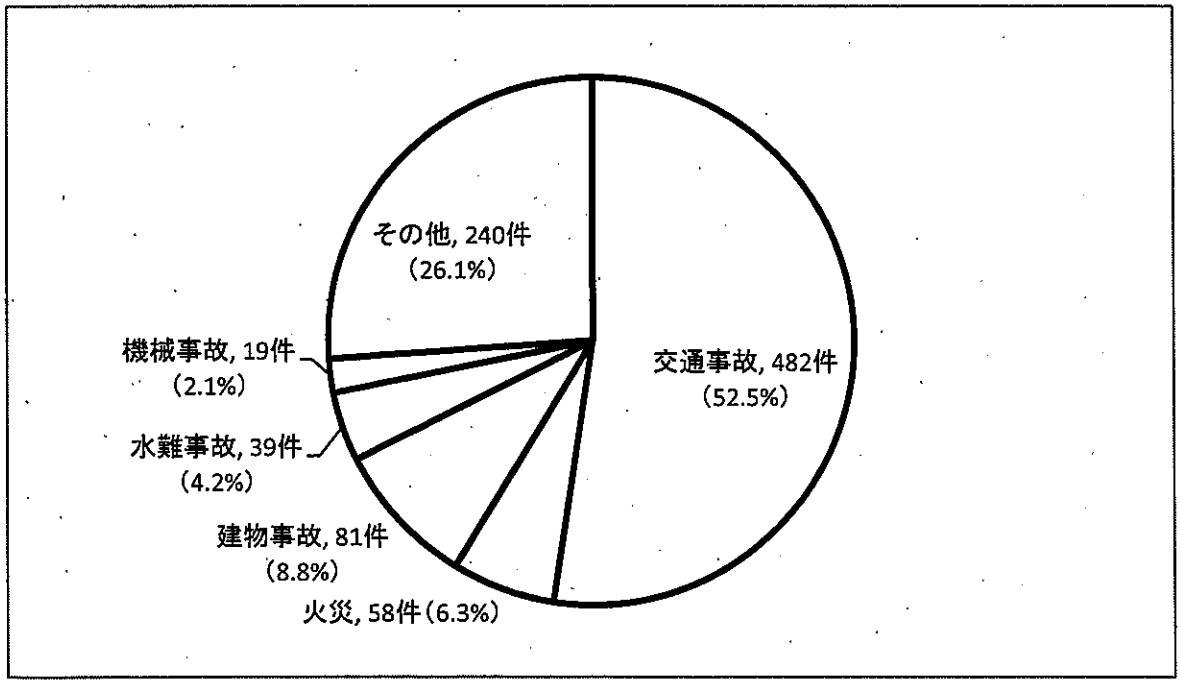

事故種別傷害程度別救急搬送状況(平成29年)

傷害程度 事故種別	死亡	重症	中等症	軽傷	その他	合計
急　　病	1,489人 3.0%	5,304人 10.6%	19,277人 38.4%	24,170人 48.1%	3人 0.0%	50,243人 100.0%
交通事故	43人 0.7%	318人 5.0%	989人 15.7%	4,964人 78.6%	1人 0.0%	6,315人 100.0%
一般負傷	152人 1.5%	1,311人 12.9%	3,010人 29.7%	5,675人 55.9%	2人 0.0%	10,150人 100.0%
その他	105人 1.1%	1,845人 19.8%	5,421人 58.3%	1,920人 20.6%	7人 0.1%	9,298人 100.0%
計	1,789人 2.4%	8,778人 11.5%	28,697人 37.8%	36,729人 48.3%	13人 0.0%	76,006人 100.0%

医療機関別救急搬送状況（平成29年）

救急告示医療機関　70,987人 - 93.4%				その他の医療機関	合計
国・公立病院	公的病院	私的病院	私的診療所		
15,161人	10,109人	45,717人	0人	5,002人	75,989人
20.0%	13.3%	60.2%	0.0%	6.6%	100.0%

収容所要時間別搬送状況（平成29年）

10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	合計
8人	1,021人	11,848人	50,099人	12,487人	543人	76,006人
0.1%	1.3%	15.6%	65.9%	16.4%	0.7%	100.0%

救助活動状況（平成29年）

事故種別 活動状況	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	その他の事故	合計
	建物	建物以外							
出動件数	47件	11件	482件	39件	1件	19件	81件	239件	919件
救助人員	47人	11人	245人	30人	0人	7人	65人	159人	564人

第5　危険物規制の状況

産業経済の発展及び家庭生活の向上に伴い、危険物の取扱量は年々増加しており、その種類、質ともに著しく多様化しているのに伴い、これらによる災害発生の潜在的な危険性もまた増大しています。

危険物による災害を未然に防ぐためには、安全な施設による危険物の保安管理の徹底が必要であり、事故防止を目的として、県内12消防本部に対する危険物行政の指導を行い、また危険物取扱者に対しては危険物取扱者保安講習を実施しています。

1　危険物施設数の推移

平成30年3月31日現在における県内の危険物施設数は、製造所152、貯蔵所7,081、取扱所3,262で、合計10,495施設です。

前年度と比較した場合、製造所では1件減、貯蔵所では152件減、取扱所では62件減、総数で215件減となりました。

危険物施設の区分別内訳については、次ページに示すように貯蔵所が総数の67.5%と最も多く、うち地下タンク貯蔵所が2,180件（総数の20.8%）を占めています。取扱所は総数の31.0%であり、うち一般取扱所が1,777件（総数の16.9%）を占めています。製造所は総数の1.5%となっています。

危険物施設の倍数（指定数量を1とした指数）による規模別の構成は、5倍以下の施設が4,415件と総数の42.0%となり最も多く、50倍以下の施設の合計は、施設総数の79.0%を占めています。

一方、全国の危険物施設数は、平成30年3月31日現在、総数が408,428件で、その内訳は製造所が5,050件、貯蔵所が279,455件、取扱所が123,923件となっており、県内の施設が占める割合は、それぞれ総数で2.6%、製造所が3.0%、貯蔵所が2.5%、取扱所が2.6%となっています。

年次別危険物製造所等の推移（完成検査済証交付施設）

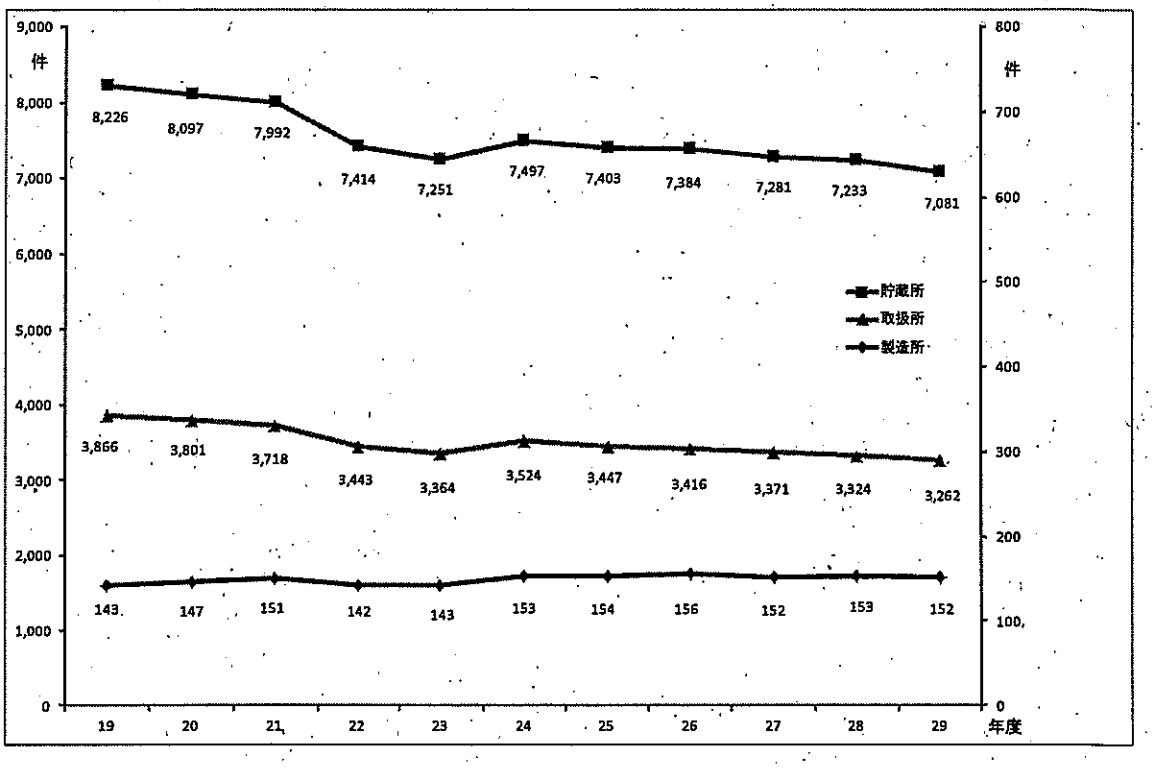

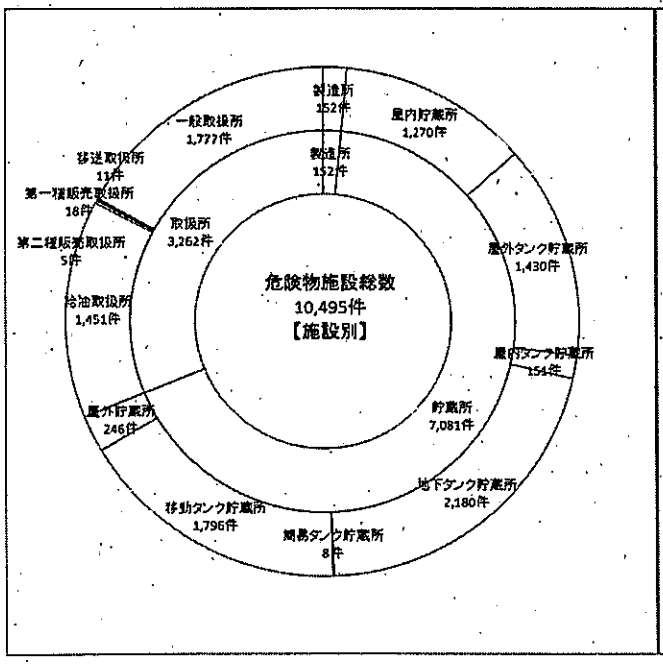

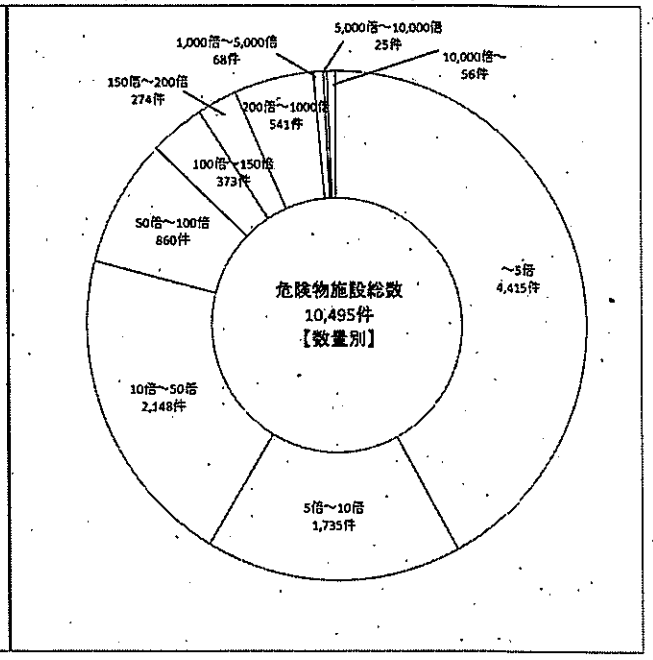

2　危険物等に係る事故

平成 29 年中県内においては、15 件（流出 10 件、火災 3 件、その他 2 件）の事故が発生しており、施設別では一般取扱所 4 件、貯蔵所 7 件、製造所 1 件、その他 3 件でした。事故原因としては、操作確認不十分等によるものが最も多い結果となりました。

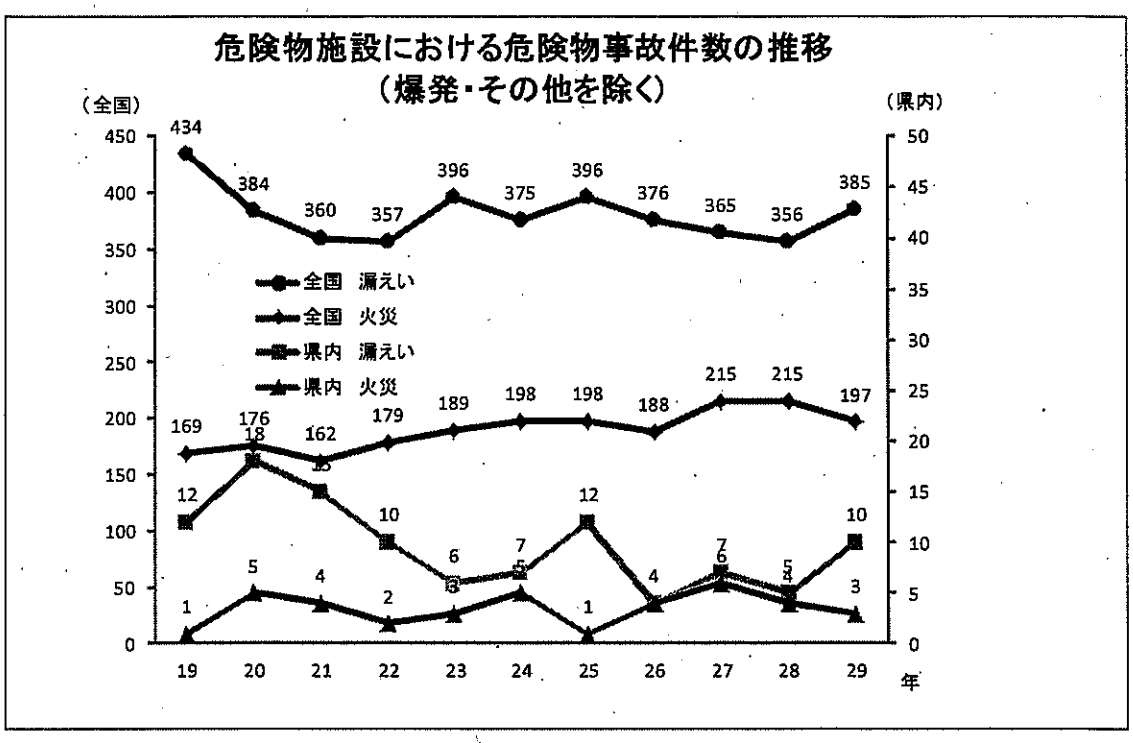

3　危険物取扱者試験の実施

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種の区分で実施され、この合格者には危険物取扱者免状の申請資格が与えられます。

試験は都道府県の委任を受けて消防試験研究センターが実施しており、平成 29 年度の試験結果は、甲種、乙種及び丙種の合計で、受験者 11,162 人に対し、3,969 人が合格し、合格率は 35.6％でした。

4　危険物取扱者保安講習の実施

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として 3 年ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けることが義務づけられています。

また、昭和 63 年度からは、危険物の取扱作業の従事状況に応じて講習を区分する、いわゆる種別講習の導入を図っております。

なお、平成 4 年 4 月 1 日から運用が開始された危険物取扱者免状返納命令制度の周知に伴い受講意識が向上したためか、平成 4 年度を境に受講者数が増加し、平成 8 年度以降は 3,600 人～4,000 人程度で推移しています。

第6　福島県消防学校

1　消防学校の沿革

昭和２３年自治体消防発足後、消防学校設立の必要性が唱えられつつあるとき、昭和２７年消防組織法の一部が改正され、消防学校は、県の義務設置機関となり、消防行政の根幹をなすものとして諸般の準備がなされてきたが、昭和２８年第６回県下消防団長大会において「消防学校建設要望の件」が決議されるところとなった。

県は、関係市町村及び各種団体の協力を得て、昭和３０年８月２１日福島市太平寺に消防学校を設立し、同年９月８日より教育訓練を開始した。

その後、庁舎の老朽化と、屋外訓練場の狭隘等から近代消防の教育訓練には適応困難となり、現在地に移転することに決定、昭和４５年８月着工、昭和４６年１月竣工、同年３月移転業務を完了し、同年４月より開校した。

また、同様に消防学校の老朽化、狭隘化のため、改築整備事業を行うこととなり、隣接する民地を取得し、平成１２年１１月には第１期工事として管理・教育棟及び宿泊棟の工事に着工、平成１３年１１月に竣工した。平成１４年３月には移転業務を完了し、同年４月より旧施設の約２倍の規模（宿泊定員１２０名）で一部開校した。

平成１５年８月には、第２期工事である体育館・屋内訓練場及び水難救助訓練用プール・潜水槽の工事が完了した。

さらに、平成１６年１０月より最終となる第３期工事として、消防訓練棟（ＡＦＴ）、車庫及び屋外訓練場の全面改築を行い、平成１７年３月には消防学校改築整備事業のすべてが完了したところである。

これにより、消防学校は最新の施設・設備を備えるとともに、国の「消防学校の教育訓練の基準」の全面改正を受けて「福島県消防学校教育訓練規則」を一部改正し、本県消防教育訓練機関として、より高度な教育訓練を実施していくこととなった。

なお、平成２９年度における教育訓練は次表のとおり実施した。

2　施設の概要

(1) **所在地**　福島県福島市荒井字仲沢７番地

(2) **面　積**　敷　地　44,635.43㎡　　建物延床面積　9,487.24㎡

(3) **建　物**

管理・教育棟	鉄筋コンクリート2階建一部地階	１棟	延床面積	2,461.30㎡
宿　泊　棟	鉄筋コンクリート2階建	１棟	延床面積	3,123.20㎡
訓練塔（主塔）	鉄筋コンクリート8階建			
（消防訓練棟）	鉄筋コンクリート３階建	１棟	延床面積	計896.00㎡
訓練塔（補助塔）	鉄筋コンクリート6階建	１棟	延床面積	162.00㎡
屋内訓練場	鉄筋コンクリート2階建	１棟	延床面積	2,076.62㎡
水難救助訓練施設	鉄筋コンクリート平屋建	１棟	延床面積	148.60㎡
車　庫　棟	鉄骨平屋建	１棟	延床面積	487.52㎡
展　示　館	鉄骨１階建	１棟	延床面積	132.00㎡

平成29年度教育訓練実施時期一覧

教育種別			期別	人員(人)	29年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月
消防職員	初任教育		第79期	75	11						28					
消防職員	専科教育	特殊災害科	第7期	20											19	2
消防職員	専科教育	危険物科	第15期	22			19	23								
消防職員	専科教育	火災調査科	第26期	24								7	22			
消防職員	専科教育	救急科	第25期	51							24		22			
消防職員	専科教育	救急科	第26期	54										11		9
消防職員	専科教育	救助科	第19期	27							4	8				
消防職員	幹部教育	初級幹部科	第33期	21		8	19									
消防職員	幹部教育	中級幹部科	第28期	24			6	14								
消防職員	特別教育	はしご車運用科	第16期	22								27	29			
消防職員	特別教育	ポンプ操法指導員科	第6期	28								14	22			
消防職員	特別教育	救急救命士養成補助教育科	第16期	29							16	20				
消防職員	特別教育	指揮隊長科	第6期	28									4 8			
消防職員	特別教育	放射線基礎研修	第12期	32				12								
消防職員	特別教育	放射線基礎研修	第13期	30				13								
消防職員	特別教育	放射線基礎研修	第14期	28				14								
消防職員	特別教育	機関科	第1期	27	24	27										
消防職員	特別教育	救急救命士処置拡大講座（静脈路確保等）	第3期	24				3 7								
消防職員	特別教育	救急救命士処置拡大講座（静脈路確保等）	第4期	24				24	28							
消防職員	特別教育	救急救命士処置拡大講座（ビデオ喉頭鏡）	第3期	24				10								
消防職員	特別教育	救急救命士処置拡大講座（ビデオ喉頭鏡）	第4期	24				31								
消防団員	基礎研修※			28												
消防団員	基礎教育Ⅰ		第1期	(21)			11									
消防団員	基礎教育Ⅰ		第2期	(17)			18									
消防団員	基礎教育Ⅱ		13市町村8消防本部	(114)	29年度中実施											
消防団員	専科教育	警防科	第101期	9										20 21		
消防団員	専科教育	機関科	第82期	9										27 28		
消防団員	幹部教育	初級幹部科	第87期	41							7 8					
消防団員	幹部教育	初級幹部科	第88期	38							14 15					
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 現場指揮課程	第4期	24											3 4	
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 分団指揮課程	第9期	35												10 11
消防団員	幹部教育	指揮幹部科 分団指揮課程	第10期	48												17 18
消防団員	特別教育	訓練礼式指導員科	第9期	20						30 1						
消防団員	特別教育	ポンプ操法指導員科	第10期	64							21 22					
消防団員	特別教育	ラッパ吹奏科	第26期	25									9 10			
消防団員	特別教育	女性消防団員科	第4期	11								25 26				
消防団員	校外教育		県内6会場	720			6月から9月で実施									
一般教育	自衛消防隊員教育		第70期	23												13 14
一般教育	自衛消防隊員教育		第71期	12												15 16
一般教育	自衛消防隊員教育		第72期	15												19 20
一般教育	少年消防クラブ員教育		第12期	87					3							

※基礎研修は基礎研修Ⅰ・Ⅱとも修了した者が修了者となるため、平成29年度は28名が修了者